

番号	意見の対象箇所	御意見の概要	環境省・経済産業省の考え方など
1	1. 総論	電気事業者毎の排出係数を「実排出係数」と「調整後排出係数」の2本立てとする理由が分かりにくいいため平易に解説していただきたい。	これまで公表していた実排出係数と併せて、電気事業者が取得し国の管理口座へ移転した京都メカニズムクレジットの量を評価した調整後排出係数を公表し、特定排出者の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いることで、電気事業者による京都メカニズムクレジットの取得・国の管理口座へ移転を促進し、地球規模での温暖化防止に貢献することが目的です。 なお、記載内容に分かりづらい部分がありましたので、修正いたします。
2	1. 総論	「調整後排出係数」を用いて算出した二酸化炭素排出量の方が小さい値となり、特定排出者は自己の排出量評価を「調整後排出係数」を用いた値で行なうことになると考えられる。「実排出係数」は意味が無くなるため、公表する必要は無いと考える。	情報の可視化等による事業者の取組推進、排出抑制の気運の醸成といった温対法に基づく算定・報告・公表制度の趣旨から、特定排出者の事業活動に伴う実際の温室効果ガス排出量については、今後も引き続き算定・公表していくことが適切であり、その算定のために必要な実排出係数についても引き続き公表することとしています。
3	1. (5)	国際的にも貢献し、かつ費用対効果の高い地球温暖化対策の一つである京都メカニズムクレジットが排出係数に反映されることは、改正温対法の趣旨からいっても当然。	事業者の排出削減に対する努力が適切に評価されるよう、電気事業者が取得し国の管理口座へ移転した京都メカニズムクレジットの量を評価した調整後排出係数を公表し、特定排出者の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いることで、電気事業者による京都メカニズムクレジットの取得・国の管理口座へ移転を促進すること等を目的として調整後排出係数を公表することとしました。
4	1. (5)	排出係数は排出量と電力量の比を表わすものであり、またマラケシュ合意で確認された国内対策優先・京都メカニズムクレジットが補完的との原則から見ても、京都メカニズムクレジットを排出係数の計算にいれるべきではない。あくまでも電力会社の総量の未達成分の差し引きに使用することに留めるべき。	なお、実際の二酸化炭素排出量と販売電力量によって算定した実排出係数についても引き続き公表し、特定排出者の実際の温室効果ガス排出量の算定に用いる予定です。
5	1. (5)	京都メカニズムクレジットを電気事業者のCO2排出量から控除する場合には、当該電気事業者がクレジットを排出権として行使する(相当分のCO2排出を行う)ことなく、取消口座への移転を行った場合、つまり先進国全体の排出削減に寄与した場合に限定するべきである。	電気事業者から国の管理口座へ償却前移転された京都メカニズムクレジットは、最終的に国の償却口座へ移転されることにより、我が国の京都議定書の目標達成や地球規模での温暖化防止に貢献すると考えられます。
6	1. (5)	グリーン電力証書システムは、「事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組」にあたると思われるため、グリーン電力証書による二酸化炭素削減量を実二酸化炭素排出量から控除すべき。 同様に、特定排出者の二酸化炭素排出量の算定においても、当該特定排出者が取得したグリーン電力証書による削減量を実排出量から控除すべき。	京都メカニズムクレジット以外の、調整後排出係数の算定に用いることができる温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組については、取組効果の算定方法、管理の厳格性やダブルカウントの排除等の要件が必要であると考えられるため、引き続き検討していくこととします。
7	1. (5)	経済産業省の総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会で取りまとめられた「グリーン・エネルギーの利用拡大に向けて(グリーン・エネルギー利用拡大小委員会報告書)」においても、グリーン電力証書の活用によるグリーン・エネルギーの利用拡大策が記載されており、グリーン電力証書について、調整後排出係数へ反映できるよう早期に検討をお願いしたい。	
8	1. (5)	国内クレジットも排出係数へ反映できるよう、早急に検討を進めて頂きたい。	

番号	意見の対象箇所	御意見の概要	環境省・経済産業省の考え方など
9	1. (6)①	根拠資料については、電気事業者又は電気の調達に関わる他者の権利利益を害するおそれがあるものであることから、電気事業者より申出が行われた資料については返却されるべき。	
10	1. (6)②	「根拠資料のうち、電気事業者又は電気の調達に関わる他者の権利利益を害するおそれがあるものとして電気事業者より申出が行われた資料については、確認後に当該電気事業者へ返却する。」という規程案は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律がありながら、公然と抜け道を作るに等しいものであり、速やかに撤回すべき。	電気事業者又は電気の調達に関わる他者の権利利益を害するおそれがあるものとして電気事業者より申出が行われた資料は、営業秘密など、公開により事業者の権利利益を害するおそれがあり、法的保護の対象となる情報であることから、環境省及び経済産業省による確認後に当該電気事業者へ返却することとしています。
11	1. (6)②	根拠資料については、市民を含む第三者による監視・検証、政府による再検証のために、原則として複写等により記録・保管し、情報公開の対象とすべき。特に、事業者ごと、卸電力や他社融通分ごと、発電機ごとの、燃料種別消費量およびCO2排出係数についても把握・情報公開し、検証可能にすべき。これらの情報が報告・管理の対象とならないことによる環境リスクが、公益を損ねる。 仮に、各事業者の排出係数を含む燃料消費・CO2排出が明らかになることで、排出係数の比較的大きい事業者が不利益を被るとしても、電力産業が脱炭素型に転換していくプロセスの中では、避けられない事柄であり、公益的にはむしろ望ましい。	なお、情報公開法においても、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、情報公開の対象外となっております。
12	1. (6)③	平成20年度の特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定について、本案に「平成21年度の報告においては従前の例による。」とある通り、係数が公表されていない電気事業者については0.555 kg-CO2/kWhを用いることで良いか。	平成20年度の特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定については、省令値(0.000555 t-CO2/kWh)を用いることができます。
13	1. (6)③	代替値の算定において、効率の良いコジェネレーションシステムの自家発電も考慮したCO2排出係数を作らなければならない。環境省が進めている自主参加型排出量取引制度(JVETS)の中では、コジェネレーションシステム導入者にクレジットを付与することとしており、制度間の整合性を図るべき。	代替値は、2. (2)のア又はイいずれの方法によっても実二酸化炭素排出量を算定することが困難である場合について用いる係数であり、個々の取組の効果を評価するためのものではありません。 また、代替値の算出に用いる総合エネルギー統計における外部用発電及び自家発電の中には、コジェネレーションシステムによる発電分も含まれています。 なお、環境省が行う自主参加型国内排出量取引制度におけるコジェネレーションシステムの扱いについては、次年度(第5期)募集分より変更となっております。
14	2. (2)	他社から調達した電気について、調達先より得られる情報内容に応じ、順次、代替的な方法で、実二酸化炭素排出量を算定することとされているが、電気事業者に判断が任されることによって、石炭火力発電による卸電気事業者などCO2排出係数が相対的に大きい事業者からの調達についても代替値を用いる事で、CO2排出を見かけ上少なく算定・報告する事ができるという問題がある。 従って、自社はもちろん他社からの調達分についても、燃料種別消費量・CO2排出係数を把握・報告・公表の対象とすべきである。併せて、「他社からの調達先」にあたる卸電気事業者等の事業者にも、燃料種別消費量・CO2排出係数の報告を義務づけるべき。	御指摘の部分は、今回扱いを変更するものではありませんが、1. (6)③において、排出係数の算出に当たり、代替値以外を用いた割合(把握率)及び把握できなかった理由についても公表することとしています。 なお、これまでの公表においては、把握率はほぼ100%であり、排出係数の算出への影響はほとんど無いものと考えられます。 また、本案は特定排出者が排出量の算定に用いる係数の算出について規定するものであり、卸電気事業者に対して報告を義務づける必要は無いと考えられます。
15	2. (2)ア③	「発電端熱効率としては、実測等に基づくもののほか、平均熱効率を用いることができる。」とあるが、これでは効率が平均以下の事業者を利することになり、努力する者が報われない。明らかでない場合には、30%など最低レベルを使用させ、電気事業者による開示を促進させるべき。	御指摘の部分は、今回扱いを変更するものではありませんが、他社から調達した電気については、電気事業者が入手できる情報に限りがあるため、平均熱効率を用いることも認めているものです。

番号	意見の対象箇所	御意見の概要	環境省・経済産業省の考え方など
16	2. (2)イ ③	<p>昼夜別係数については、自社分についても、他者からの購入についても、発電所ごとの時間別運転状況の情報が全て国民に公開されることを前提とすべき。そうでないならば発電会社が恣意的に夜間電力に有利な係数を設定する可能性を排除できず、認めるべきではない。</p>	<p>電気事業者が一般電気事業者より調達して需要家に供給している電気について用いることができる昼夜別係数については、電気事業連合会が昼夜別の燃料別発電電力量比で按分して算出したものであり、恣意的に設定されるものではないと考えております。</p>
17	3. (1)	<p>信託会社が信託受益者の委託・指示を受けて、保管しているクレジットを直接政府口座へ償却前移転した場合も、信託受益者の調整後二酸化炭素排出量に含まれるよう、3. (1)「自ら償却前移転した京都メカニズムクレジット」の「自ら」を削除願いたい。</p>	<p>信託会社が信託受益者の委託・指示を受けて、保管している京都メカニズムクレジットを直接政府口座へ償却前移転した場合には、根拠資料として当該クレジットの信託受益者であることを確認するための書類(信託会社と信託受益者の間で締結された契約書の写し、信託会社が発行した証明書等)を添付することを条件として、当該クレジットを自ら償却前移転したものとみなすこととします。</p>
18	3. (2)	<p>卸供給された電気についても調整後排出係数が使えるようにすべき。</p>	<p>3. (2)にあるように、他者から調達した電気についても、当該他者が償却前移転した京都メカニズムクレジットを、供給を受けた電気事業者の調整後二酸化炭素排出量の算出に用いることができることとしています。</p>
19	3. (3)	<p>平成20年度中に、国の管理口座に無償移転された京都メカニズムクレジットについても、平成20年度の排出係数として電気事業者が報告する排出係数に反映可能であると理解して良いか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
20	3. (3)	<p>京都メカニズムクレジットについては、CDM理事会における審査等発行手続きに時間を要しており、第一約束期間の最終年度には更に遅れが生じる懸念がある。 2012年度の係数報告の際に京都メカニズムクレジットが確実に活用できるよう温対法における排出係数の取り扱いについて別途定めることとして頂きたい。</p>	<p>第一約束期間の最終年(2012年度)における京都メカニズムクレジットの温対法における取扱について、別途検討することとします。</p>
21	別紙4	<p>原子力や京都メカニズムクレジットオフセット電力を「グリーン電力」と名付けるべきではない。これらは「グリーン電力」にそぐわないものであり、これから育てるべき市場の拡大を阻害することになる。</p>	<p>昨年11月に公表いたしました「グリーン電力等の卸電力取引」の名称については、第33回電気事業分科会において答申された「CO2フリー電気等の取引」から、広く国民の方に御理解いただけるように、卸電力取引所において発電時に二酸化炭素を排出しない電気の取引の試行的実施に伴い名称変更をしたものです。</p>
22	別紙4(2-1)イ 項)	<p>卸電気事業者や自家発電事業者は、様々な供給先やコジェネを含む多様な電源を有しているため、画一的な算出方法を規定することは困難であり、個別事業に応じた排出係数を算定することが望ましいと考える。 したがって、「今般設定された算出方法に従い算出された当該約定電力量に係る事業者別の実排出係数」は、「説明しうる算出方法により算出された当該約定電力量に係る事業者別の実排出係数」と変更すべき。</p>	<p>御指摘の部分は、今回扱いを変更するものではありませんが、今後より実態に近いと考えられる算出方法が提示された場合の取扱いについては、個別の具体的事例の実態を踏まえて、今後の検討課題といたします。</p>

番号	意見の対象箇所	御意見の概要	環境省・経済産業省の考え方など
23	その他	「電力会社ごとのCO2排出係数」はあまり意味が無く、発電所ごと・発電ユニットごとの排出量実態を公表する方向に転換すべき。	
24	その他	電気事業者の温室ガス排出量の算出に当たっては、事業者別「排出係数」を改め、各事業者別、および各事業者別事業所の「実排出量」にすべき。 したがって、本(案)の「排出係数」を「実排出量」とし、各条項も「実排出量」に則した表現とすべき。「排出係数」を目的とする削減では、京都議定書が求める6%削減に寄与しない。 最大の排出者である電気事業者が削減目標を「実排出量」にし、その実行をすすめることが6%削減目標実現に接近することになる。	本案は、特定排出者が排出量の算定に用いる係数の算出について規定するものです。 なお、温対法に基づく算定・報告・公表制度において、発電所については他者に供給した電気に係る二酸化炭素排出量も含めた、燃料使用量による直接排出量についても事業所ごとに報告されております。
25	その他	排出量の算定・公表は基本的に直接排出とすべき。電力配分後では、発電所の運用についてわからず、その情報をもとに消費者が選択をすることができない。 燃料転換等の効果的な削減対策を行える発電事業者の排出とし、発電事業者の削減努力を促すべき。	
26	その他	全国各地に複数の支店や工場を持つ場合や、排出係数の変動影響を除外し経年変化をフォローするために全国统一の係数を用いて算定するニーズもあり、デフォルト値のように基準となる固定値を継続して残すべき。	
27	その他	デフォルト値が無くなると、電力事業者の係数が悪い地域では、購入先を簡単に良い地域の電力事業者に変えられるものではないので、事業者努力を促す法律において大変不公平であり、従来の措置を継続すべき。	すべての電気事業者の排出係数の低減を促すとともに、特定排出者により実態に近い排出量を算定していただくために、一定の係数(デフォルト値)は用いずに、原則として国が公表する電気事業者ごとの排出係数を用いて排出量を算定することとしたものです。
28	その他	実排出係数のデフォルト値を廃止するとのことだが、これは事実か。また、その理由をご教示いただきたい。	
29	その他	実排出係数のデフォルト値を廃止した後、他人から供給された電力による二酸化炭素排出量をデフォルト値で算出してきた過去のデータはどう取り扱うのか。 過去の該当電気事業者の排出係数を調査し再算出する必要があるのか。これは1990年の二酸化炭素排出量にも影響を与える可能性があるため、明確にしていたきたい。また、明確に出来ないなら、デフォルト値は残すべき。	本案は、平成22年度以降に特定排出者が報告する排出量を算定する際に用いる係数の算出方法について定めるものです。過去の排出量について再計算を求めるものではありません。
30	その他	電気事業者毎の排出係数の精緻化が進められているが、コジェネレーションシステムを含む分散型発電を一つの電気事業者と捉え、分散型発電セクターとして独立させ、その中で適切な評価方法としてはどうか。	本案とは直接関係しないと思われませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。
31	その他	電気事業者が需要家ごとのニーズに適した提案が行えるよう、個別需要家へのクレジット割り当てが行えるようにしてはどうか。 クレジットの割り当てが出来なければ、火力中心の特定規模電気事業者は係数低減のためにより多くのコスト負担を求められることになり、事業者間競争の阻害要因とならないか。	電力取引については、電力価格や排出係数などの様々な要因を総合的に考慮して行われるものです。 本案は、これまで公表していた実排出係数と併せて、電気事業者が取得し国の管理口座へ移転した京都メカニズムクレジットを評価した調整後排出係数を公表し、特定排出者の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いることで、電気事業者による京都メカニズムクレジットの取得・国の管理口座へ移転を促進し、地球規模での温暖化防止に貢献することを目的としており、電気事業者が需要家ごとにクレジットの割り当てを行うことは適当ではないと考えます。

番号	意見の対象箇所	御意見の概要	環境省・経済産業省の考え方など
32	その他	<p>電力の排出係数は、供給側の削減努力と需要側の削減努力の両方が反映されたものであり、非化石発電の推進、火力発電所の効率向上等及び京都メカニズムクレジットの取得による供給側の削減努力だけでなく、需要側で特定排出者自らが行った省電力による火力発電量の抑制についても評価すべきであり、火力発電所の係数(マージナル係数)での削減量算定が必要。</p>	<p>温対法に基づく算定・報告・公表制度において、需要家である特定排出者が自ら取得し、国へ移転した京都メカニズムクレジットについても、特定排出者の調整後温室効果ガス排出量として評価することを検討しています。</p> <p>なお、京都メカニズムクレジット以外の、調整後排出係数の算出に用いることができる取組については、取組効果の算定方法、管理の厳格性やダブルカウントの排除等の要件が必要であると考えられるため、引き続き検討していくこととします。</p>
33	その他	<p>京都メカニズムクレジットを反映した調整後排出係数は、改正温対法の趣旨に則り、実排出係数を同等に取り扱うべきものであることから、実排出係数のみを用いて排出量を評価することが無い様、算定・報告・公表制度のマニュアルに反映するとともに、各電気事業者の調整後排出係数を用いることを確実に周知して頂きたい。</p>	<p>温対法に基づく算定・報告・公表制度は、情報の可視化等による事業者の取組推進、排出抑制の気運の醸成を目的としており、事業者の排出量の評価を行うものではありませんが、実・調整後それぞれの排出係数の内容についてはマニュアル等を通じて周知したいと考えます。</p>
34	その他	<p>現行の温対法施行令(政令)において「自治体等」が排出量の算定に用いる係数として、実績に基づく各電気事業者の排出係数を用いることが可能であるにも関わらず、自治体・他省庁では政令で定められた0.555kg-CO<sub>2</sub>/kWhのみを用いるような運用も見られる。今回の政省令の改正に併せて、この係数の見直しを検討して頂きたい。</p> <p>また、今後は、自治体・他省庁が適切に排出量を算定するため、当該条項の運用として、各電気事業者の排出係数を用いること、ならびに供給元の特定が不可能な場合には国内平均値に相当する一般電気事業者平均値を用いることをきちんと周知して頂くなど、制度の改正に当たっての特段の配慮をお願いしたい。</p>	<p>地方自治体向け実行計画策定マニュアルや政府の実行計画においては、電気の使用に伴う排出量の算定は算定・報告・公表制度と同様の排出係数を用いることとしています。</p> <p>今般、算定・報告・公表制度において、一定の係数は用いずに、原則として国が公表する電気事業者ごとの排出係数を用いて排出量を算定することとする予定です。自治体等の実行計画においても、算定・報告・公表制度と同様の算定方法を用いて算定を行うよう働きかけていく予定です。</p>